

## 別記様式

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成22年度防犯管理業務
契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 児玉好史 茨城県水戸市千波町1962-2
契約締結日	平成22年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1
契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	5,985,000円
予定価格 (消費税及び地方消費税を含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は常陸河川国道事務所各出張所及び災害対策用機械車庫の防犯管理業務を行うものである。</p> <p>本業務において必要とされる警報機器については、上記業者において設置されており、所有権についても上記業者が有している。当業務は平成12年度より上記業者より履行されており、当初設置した機器については減価償却期間5年を経過しているが、その後平成18年1月末に鹿嶋国道出張所移転に伴う警報機器の設置、平成19年1月に久慈川上流出張所及び那珂川出張所において警報機器の増設を行っており、各機器については減価償却期間内である。</p> <p>また、他社と契約した場合には、庁舎等において現在の警報機器の撤去がなされ、新たに警報機器の新設を行うことになるが、現業者において3月31日までの履行を行い、4月1日から新たな業者において継続的な防犯業務を行うことは実務的に不可能であるとともに、新たに多大な設備費を投資しなければならない。</p> <p>よって、本業務については、警報機器を設置し、その所有権を有し業務に精通している上記業者と随意契約をするものである。</p>
備考	会計法第29条の3第4項、預決令第102条の4第3号